

診断京都

一般社団法人 京都府中小企業診断協会

No.107
2014年 秋号



* * 平成26年度 上半期を振り返って * *

平成26年度第1四半期は消費税率アップの駆け込み需要の反動などで全国的に大幅な落ち込みが見られました。回復が期待された第2四半期も事態は好転していません。「景気の回復が見られる」との報道も見られますが、関東圏はともかく、地方は依然として水面下で推移しています。要因は多々考えられますが、賃金水準がアップしたものの、物価上昇分や消費税のアップ分に追いつかず、実質ダウンで推移したことも、その一因でしょう。



ところで、バブル期の前頃、市販の中小企業診断士試験問題集では過剰設備と在庫過多、人件費の高止まりを問題点として取り上げ、その改善策、対策を考えさせるパターンが多く見られました。最近の人手不足感や人件費アップによる廃業や休業、人件費倒れ等々のニュースを聞くと、当時のことが思い出されます。

さて本題に戻り、この半年の診断協会の動きを主な事業を中心に振り返ることにします。

月	主な事業等
4	<ul style="list-style-type: none">ものづくり、商業、サービス業補助金の書面審査がスタートしました。8月締め切りの2次募集まで合わせて1752件。18人が担当しました。京都協会創立55周年記念シンポジウム（10月25日）の準備がスタートしました。同志社大学副学長の村山祐三氏による基調講演等で構成します。
5	<ul style="list-style-type: none">第2回定時社員総会で16名の新役員が選出され、「変化」「挑戦」「貢献」の理念の下、新たなスタートを切りました。社会貢献積立も実現できました。京都府から、地域の課題解決に取り組む、地域の人間で構成されているNPOや任意団体の活動を支援する「地域カビジネス支援事業」を受託しました。去年は15名が担当し、本年は18名が担当します。

- 6
 - プロコンカレッジ第2期がスタートしました。受講者は4名。メイン講師3名、サブ講師6名が担当します。
 - 京都商工会議所経営支援員研修への講師（9名）派遣がスタートしました。
- 7
 - 公益財団法人京都産業21と共催する第6期後継者育成カレッジがスタートしました。これまで130名以上の卒業生を送り出し、卒業後のネットワークづくりにも貢献しています。メイン講師7名、サブ講師4名が担当します。
 - 京都商工会議所の知恵の経営実践セミナーに、講師を4名派遣しました。
 - 京都府中小企業団体中央会の「消費税増税対策窓口相談」へ1名派遣しました。
- 8
 - 26年度第1回理論政策更新研修を実施しました。講師は京都府の山下副知事と多田会員に務めていただきました。台風、1日違いで難を逃れました。これをきっかけに、台風等の際の同研修の取扱いについて明文化することにしました。
 - 京都府中小企業団体中央会の「消費税増税対策窓口相談」へ1名派遣しました。
- 9
 - 京都市が主催し、京都府中小企業団体中央会が実施主体となる業界診断がスタートし、調査・診断・助言部分を受託しました。印刷業界、薬局・薬店業界、陶磁器業界が対象で、8名が担当します。
 - 京都府中小企業団体中央会が行う「消費税増税対策セミナー」に講師を1名派遣しました。

10月以降も、京都協会創立55周年記念シンポジウム、京都市卸売市場第一市場仲卸業者診断・助言事業、福利厚生事業、会員交流会、理論政策更新研修第2回、同第3回、京都市目利きAランク事業フォローアップ調査・助言事業、京都市オスカー認定に向けた調査事業、与謝野町「商業未来創造事業」、京都学園大学での講義、知恵ビジネスプランコンテストの審査等が予定されています。

(山脇 康彦)

京都府中小企業団体中央会の支援事業について

京都府中小企業団体中央会は、協同組合、商工組合等の中小企業団体を含む連携組織の総合支援機関として、来年度創立60周年を迎えます。

現在では、中小企業の経営課題が多様化・複雑化する中で、専門家との連携による専門性の高い支援を心掛けており、京都府内の土業団体との連携のもと今後の中小企業支援を円滑に行うために、経営革新等支援機関の認定を平成24年度に受けました。

本会の支援事業は、従来組合等団体を対象にした事業が多数を占めていましたが、ここ数年は中小企業診断士の皆さんにも書類審査等にご協力いただいた「ものづくり補助金(中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業)」をはじめ、これから紹介する中小企業応援隊事業、地域中小企業の人材確保・定着支援事業など、個々の中小企業の支援策の窓口となる事業が増えていきます。

1 中小企業応援隊事業

京都府から委嘱を受けた応援隊員として、府内中小企業の経営戦略の構築、新商品開発、販路開拓、設備投資などの経営改善や商店街団体を対象とした集客対

策・販売促進を、また金融、労働など幅広い分野を包含した伴走支援を行っており、そのツールとして補助事業の活用や、各分野の専門家への橋渡しなど、課題解決に向けて継続的なサポートを行っています。

2 地域中小企業の人材確保・定着支援事業

中小企業にとって、大学生の大手志向などにより、新卒大学生の採用が困難な中、中小企業の若手人材の採用と育成支援のために、①就職先としての中小企業の魅力発信、②合同企業説明会等の開催、③若手社員や経営者・管理者対象の定着に向けたセミナー等の開催を行っています。

また、京都府、京都市をはじめ経済団体等が連携し、それぞれの事業を調整することや、新たな事業を企画運営することにより、中小企業の人材確保と定着のために連続した支援策を講じています。

(京都府中央会 連携支援課長 片岡 靖)
お問合せ先

京都府中小企業団体中央会
電話 075-314-7131 (代表)
FAX 075-314-7130

日本政策金融公庫の融資のご案内

日本政策金融公庫は、中小企業・小規模事業者、農林漁業の皆さま、お子さまの教育資金を必要とする皆さまを応援しています。

皆さまのニーズ等に応じた融資制度を取り揃えており、その中から、いくつかの融資制度をご紹介します(融資制度の詳細はホームページ(<http://www.jfc.go.jp>)をご参照ください。)

【小規模事業者の皆さま向け】

○中小企業経営力強化資金(創業・第二創業者向け)
認定支援機関の支援のもと、新事業分野の開拓等のために事業計画を策定する方

(融資限度額) 7,200万円(うち運転資金4,800万円)

(返済期間(うち据置期間)) 設備15年以内(2年以内) 運転7年以内(1年以内)

○セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金)

社会的・経済的環境の変化により、一時的に売り上げが減少するなど業況が悪化している方

(融資限度額) 4,800万円

(返済期間(うち据置期間)) 設備15年以内(3年以内) 運転8年以内(3年以内)

【中小企業の皆さま向け】

○中小企業会計活用強化資金

・「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小

企業の会計に関する指針」を適用している方など
(融資限度額) 7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円)

(返済期間(うち据置期間)) 設備15年以内(2年以内)、運転7年以内(2年以内)

(利率) 特別利率①(信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用または上乗せされます。)

(担保・保証人) 要相談

【農林漁業の皆さま】

○青年等就農資金(農業新規参入者向け)

・青年等就農計画の認定を受けた方

(融資限度額) 3,700万円

(返済期間(うち据置期間)) 12年以内(5年以内)

(利率・担保・保証人) 無利子、実質無担保・無保証人

○スーパーL資金(担い手農業者向け)

・農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者の方

(融資限度額) [個人] 3億円(特認6億円)、[法人]

10億円(特認20億円)

(返済期間(うち据置期間)) 25年以内(10年以内)

(利率(2014年9月19日現在) 0.40%~0.90%(償還期間によって適用利率が異なります。))

【お子さまの教育資金を必要とする皆さま向け】

○国の教育ローン

・高校、短大、大学、大学院、専修学校、海外の高校・大学などに入学・在学される方の保護者で、世帯の年間収入(所得)が次に該当する方(日本学生支援機構の奨学金と重複してご利用いただけます。)

お子さまの人数	1人	2人	3人	4人以上
世帯年収(所得)	790万円以内 (590万円以内)	890万円以内 (680万円以内)	990万円以内 (770万円以内)	お問い合わせください。
	上記金額を超えていても、一定の要件に該当すれば、990万円以内(770万円以内)まで緩和されます(お問い合わせください。)			

(融資限度額) お子さま1人につき350万円以内、海外留学(一定の要件があります)は450万円以内

(返済期間(うち据置期間)) 15年以内(在学期間内は据置が可能です。)交通遺児家族、母子家庭または世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方は18年以内

<お問い合わせ先>

日本政策金融公庫 京都支店

国民生活事業：075-211-3230

中小企業事業：075-221-7825 農林水産事業：075-221-2147

(日本政策金融公庫 国民生活事業 京都創業支援センター 所長 金子 孝幸)

平成26年度理論政策更新研修開催

中小企業診断協会京都支部主催の平成26年度理論政策更新研修が、8月9日(土)と10月5日(日)の計2回メルパルク京都にて開催されました。



第1回目となる8月9日の前半は、京都府副知事の山下晃正様より、「産業振興、地域振興の未来戦略」と題して、「けいはんな学研都市」での取り組みや、京都の分業体制の根幹を支えている「琳派」年に関する内容などをご講義いただきました。後半は、多田知史会員より「中小企業の経営革新～新事業への支援～」について関連法規の解説や新規事業活動のポイントについて詳しく解説をいただきました。

第2回目となる10月5日の前半は、京都市産業戦略監の白須正様より、「これからの京都市の産業戦略」と題して、京都市の産業・観光行政全般に亘り詳しく

ご講義いただきました。後半は阪本純子会員より「中小企業の海外展開支援」について、海外へ進出する際の支援のポイントや施策の活用について事例を交えながら講義いただきました。



両日とも台風接近で足元が悪い中での開催となりましたが、合わせて200名を超える方がご参加され、受講者の皆様は熱心に聴講されていました。なお、平成27年2月15日(日)に第3回目の理論政策更新研修を予定しておりますので、未受講の方はぜひご参加ください。詳しくは京都診断協会のホームページでご確認ください。(杉村 麻記子)

京都学園大学様より新講座の受託

6年前より、京都学園大学経済学部様から受託しております「仕事研究講座」が、今年度より大きく変更となりました。

◆経緯

京都学園大学は亀岡にメインキャンパスを構えていますが、現在京都太秦、旧山之内浄水場跡地に京都太秦キャンパスを建設中で、平成27年度4月より運用が開始されます。それに伴い学部も再編され、経済学部と経営学部が合併した経済経営学部が太秦キャンパスに設置されるという予定です。

京都学園大学様より、来年度京都市内にキャンパスを開くので、これまでの「仕事研究講座」より「京都らしい」「ビジネスの入門編」として講座を担当してもらえないかという依頼を受け、「京都のビジネス」として受託することとなりました。

◆講座「京都のビジネス」概要

昨年までの「仕事研究講座」は、経済学部2回生を対象にした、「就職活動」の前段階として、学生に色々な業界の具体的な仕事のイメージを持ってもらうような内容でした。

「京都のビジネス」は経済学部、経営学部1回生(今年度は亀岡キャンパス)を対象にした必須科目で、京都の代表的な産業の「京都らしさ」に着目したビジネスの入門編という企画を立てました。秋開講の毎週水曜日二講時(11:10~12:40の90分授業)です。

業界として大きく4つ。①観光産業、②農林業、③糸偏産業、④製造業です。それぞれのテーマで、経営者の講義を盛り込むという企画になりました。

◆「京都のビジネス」カリキュラムと担当者

講義全体は15回で、最初と最後は京都学園大学の担当。2回目から14回目までの計13講座を担当します。

回	月	講座名	内容	担当
1	9月24日		開講にあたって	京都学園大学
2	10月1日	イントロダクション	京都の歴史、文化、風土、伝統、京都のビジネスの背景、特長	成岡
3	10月8日	観光-1	京都の観光産業、旅館、食文化、おもてなし	坂本
4	10月15日	観光-2	観光の周辺産業、お土産、ツアー、観光バス、タクシー	坂本

5	10月22日	観光-3	観光産業経営者の話	坂本 「京の宿 北海館 お花坊」 小西 綾子様
6	10月29日	農林業-1	京都の農業、京野菜、伝統野菜、ブランド野菜、和食とおばんざい、宇治茶、米と伏見の酒	中路
7	11月5日	農林業-2	平安京と寺社仏閣建築 木材の供給、北山杉、北山丸太、木工技術、京指物、仏壇	中路
8	11月12日	農林業-3	経営者の話	中路 招徳酒造株式会社 社長 木村 紫晃様
9	11月19日	糸偏産業-1	友禅、西陣織、着物文化とビジネス	山脇、阪本
10	11月26日	糸偏産業-2	室町、流通のビジネス	山脇、阪本
11	12月3日	糸偏産業-3	経営者の話	山脇、阪本 (株)京都紋付 代表取締役社長 荒川 徹様
12	12月10日	製造業-1	伝統的製造業、紙工、扇子、清水焼	成岡
13	12月17日	製造業-2	ハイテク産業、精密機械、計測機械、部品製造、試作加工	成岡
14	1月7日	製造業-3	経営者の話	成岡 長濱製作所 立入社長様
15	1月14日		まとめ	京都学園大学

この講座は初めてでもあり、テキストも一から作成しました。講義も始まったばかりで、学生の反応や大学側からの評価もこれからです。

来年度にも引き続き受託できるように、担当者一同頑張ります。(中路 悦雄)

メンタルヘルスと診断士について

メンタルヘルスは、「心の健康」と言われており、「身体の健康」と合わせ、仕事や職業生活が円滑に行われるためには重要な要素になってきています。昨今メンタルヘルス不調をきたす労働者が増えている状況です。その背景は、バブル崩壊後の様々なリストラ、近年の産業の国際化の進展等企業競争激化による企業の組織再編、人員削減等で労働者のストレスが増加したことが上げられています。労務管理上、メンタルヘルスは、人的資源の活用にとって大きな問題となっており、特に中小企業においては、人的資源が豊富ではなく、従業員がメンタル不調になれば企業活動に大きな影響を与えることとなります。

平成24年厚労省労働者健康状況調査によると、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は、300人以上の規模では90%を超えています。10人～29人の事業所では38.9%、30人～49人の事業所では56.0%と低い状況にあり、中小企業での取組の促進が必要といえます。診断士としても、メンタルヘルスに関する企業の法的責任等の経営者が関心を示す事項を理解し、情報提供することがメンタルヘルス対策に貢献することになると考えています。

さて、経営において留意すべき義務に「安全配慮義務」があります。これは、労働契約法（平成20年3月1日に施行された労働契約に関する基本的事項を定めた比較的新しい法律である）及び労働安全衛生法に規定されています。前者では第5条（労働者の安全への配慮）「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」と規定され、後者では第65条の3（作業の管理）「事業者は、労働者の健康に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない。」と規定されています。

メンタルヘルス不調の発生は、著しい長時間労働等による著しく過重な心理的負荷つまり高いストレスが一因とも一般的に言われています。長時間労働に関し安全配慮義務違反が認められた著名な過労自殺事件である「電通事件」の損害賠償額は1億7千万円であることを考えると、

時間外労働時間の規制を十分に念頭においた企業活動が求められることになるでしょう。

この長時間労働については、労働基準法及び関連通達等で時間外規制が設けられています。36協定（労基法36条による労使協定）により一般労働者は月45時間、1年360時間（1週間等の詳細な規制は省略）の規制が基本といえます。（ただ、特別条項付協定でこの限度を超えることも可能）。厚労省の脳・心臓疾患の業務起因性の判断につき、時間外労働時間は、労災認定3要件の1つ、長時間過重業務の最も重要な要因と考えられています。発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働があると業務と発症に関連性が強いとされています。この点を十分理解しておくことが求められます。

最近、メンタルヘルス不調を未然に防止するため平成26年6月25日に労働安全衛生法が改正され、ストレスチェックの実施が義務化されました。施行は平成27年12月までの予定です。但し、労働者数が50人未満の事業場は当分の間、努力義務となっています。このストレスチェックは、厚労省の報告書によると労働者にストレスチェックを行うことで、労働者個人のストレスへの気づきを促し、高ストレスと評価された労働者に対しては、適切な事後対応を行うとともに、職場のストレスに関するリスク要因を把握・評価し、職場環境の改善を図るものです。実施にあたっての実施項目は、厚労省の「職業性ストレス簡易調査票」（ネット検索可）を参考として作成される予定です。

診断士としては、メンタルヘルスについては、特に研修もなく、従って、一般的な用語としての理解程度と推測されます。しかし、労務管理上、メンタルヘルスは、上記のように人的資源の活用にとって大きな問題となっており、診断士として一定の見識を持つ必要があると考えています。また、今後の経営改善計画の作成等において、組織の要である従業員等のメンタルヘルスケアにも関心を広げていく必要があると感じる次第であります。

（小宮山 衛）

知的資産経営（知恵の経営）のススメ —その3—

一般社団法人京都府中小企業診断協会の知的資産経営（知恵の経営）支援研究会は、平成22年秋に滋賀、京都、奈良、大阪、兵庫に本社を置く59社への個別訪問調査を実施したが、3年ぶりの平成25年秋に訪問先を25社に絞って追加調査を行いました。

今号と次号では、知的資産経営報告書から一歩進んで、中小企業が知的資産経営に取り組むための実践指針とロードマップの考え方について、2回の訪問調査結果から報告します。

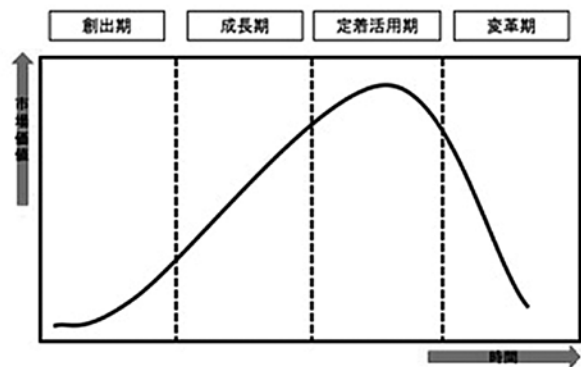
1. 知的資産のライフサイクル

知的資産経営を考える場合、その知的資産を活用した製品若しくはサービスを受け入れる社会的及び経済的なニーズから知的資産には寿命が存在し、ライフサイクルも存在すると考えられます。それには、商品のライフサイクルを参考にすることができでしょう。現実の企業組織にとって、商品・サービスは知的資産を具現化したモノ、コトだからです。

商品のライフサイクルは、一般に導入期⇒成長期⇒成熟期⇒衰退期と4つのステージが考えられています。同様に知的資産のライフサイクルには創出期、成長期、定着活用期および変革期の4つのステージがあると考えます。

知的資産経営の先達企業の多くは保有する知的資産のライフサイクルを認識していました。企業が獲得した知的資産の中には経営者の意思決定に基づき、創出期あるいは成長期であっても知的資産の意図的な消滅が図られているケースもありました。ライフサイクルの見極めは、ほとんどの企業で経営者の経験と勘、主観的判断に頼っているのが現実で、具体的な線引きを設定して、判断している企業は確認できませんでした。

【知的資産ライフサイクル】



2. 知的資産のポートフォリオ

特許権に代表される知的財産については、特に製造業で知的財産ポートフォリオが活用されています。自社の知的財産ポートフォリオと他社のそれとを比較して、対象市場での優位性を評価する「戦略的知財ポートフォリオ・マネジメント」も公表されています。

一般的な中小企業においても知的資産のポートフォリオを実施することは、企業力の総合的な強化発展や知的資産の高度化に大変有効です。以前には1個人の属人的な能力、若しくは偶発的とも思えることから獲得した知的資産も取り組みが進んでくると、組織として計画的に創出し、退出させ、又は融合化することにより、企業としての独自のポジションを確立するのです。2回の訪問調査の中で、このレベルに達していたのは2～3社と少なかったものの、このような中小企業が存在するのは心強いことです。知的資産ポートフォリオは事業分野の中で行ってもよいですし、企業経営の組織機能間で実施してもよく、共に企業力の大幅な強化とオンリーワン企業としてのポジション確立に貢献します。

（以下、次号）

（中村 久吉）

はんなり診断士



石井 規雄
(いしい のりお)

皆様こんにちは、平成26年5月に京都協会に入会しました石井規雄です。

昨年まで、東京のコンサルティング会社に勤務し、今年から京都で茅葺き職人に転職し、京都を中心に日本全国の茅葺き屋根の修復に従事しています。

茅葺き職人を志したのは、大学生時代の6年前。学生アルバイトで茅葺きに出会い、茅葺き屋根の魅力に取り憑かれ、職人を目指そうと思ったのですが、茅葺き業界の衰退や後継者不足、材料不足等、様々な問題を抱えている現状がある中、自分が今すぐに職人として修行をするよりも、もっと大きな視点で茅葺き業界を変革できるような人材になりたいと、経営コンサルティングの道に進みました。診断士を目指すようになったのも同じ時期で、前職で資格取得を推奨されていたこともあり、経営に関する多面的な知識を取得したいと思い、受験勉強を開

始し、平成26年3月に診断士登録をすることができました。

茅葺き職人と経営コンサルタントは、まったく関連性のない職種にみえますが、仕事をしていく上で共通の土台があるのではないかと感じています。茅葺きの仕事もコンサルと同様、奥深いものがあり、日々学びの連続で充実した日々を過ごしています。

これからは茅葺き業界全体の経営革新を起こし、市場発展に向けて診断士の視点から、茅葺きの新しいカタチを提案し実現していきます。また、茅葺き業界に留まらず、日本の伝統産業の活性化に取り組んでいきたいと思っています。職人とコンサルタントの両輪を自分の強みにし、茅葺き業界で培った経験やノウハウを活かして、伝統産業界に新しい風を吹かすようなコンサルタントを目指していきます。

京都は数多くの伝統産業があり、市場としても恵まれた環境にあります。私の目指す道は、大変長い道程であると思っています。今はまだ20代、残り約50年の人生がありますので、生涯をかけて自分ビジョンの実現に向けて精進していきたいと思っています。

京都協会の皆様、今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い致します。



赤坂 美保
(あかさか みほ)

江崎グリコ㈱勤務

皆様、はじめまして。赤坂美保と言います。現在、江崎グリコで海外事業推進の仕事をしている企業内診断士です。海外関連の仕事をしておりませんが、もとは生まれも育ちも京都でして、大学卒業後の最初の職場までずっと京都でした。その後、東京とニューヨークにて事業会社や金融機関で働いた後、2010年より出産を機に京都へ戻って来ました。

元々の専門分野は財務・会計で、米国公認会計士・証券アナリストです。事業会社で投資を実行する際やアドバイザーとしてお客様にM&Aの助言を行う際に、経営に関する知識の必要性を痛感し、妊娠中にMBAへ通いながら診断士の勉強を始めました。当時、妊娠8か月だった1次試験初日の朝、体調不良のため試験会場に到着できず、一科目目が受験できないというトラブルに見舞われつつも、昨年ようやく

診断士登録を行うことができました。当時のショックも今では良い思い出です。

現在は海外のM&Aや提携案件、海外事業の管理・組織体制作りに携わっております。海外事業に本腰を入れ始めたのが数年前という新しい組織で、これから自分たちが体制を作っていく仕事なので非常にエキサイティングです。地道な仕事も多々ありますが、必要な知識は財務・会計にとどまらず法務や税務からマーケティングや組織論まで求められ、診断士の知識が活かせる絶好の機会です。

プライベートでは毎週末、子供の水泳教室の合間に自分も泳いでリフレッシュした後に子供を公園やヒーローショーに連れて行ってはぐったりするというハードな時間を過ごしております。そのため、診断士としての活動の時間がなかなか取れていないのが目下悩みです。

もともと人と話をするのが大好きですので、診断士の活動を通じて様々な方と出会い、刺激をいただくと共に、周囲が元気になれるお手伝いができればと思っております。京都の診断協会は特に温かい協会であると伺いました。今後、自分も素敵な協会を更に盛り立てて行けるよう、積極的に参加していきたいと思っておりますので、皆様、どうぞよろしくお願い致します。

経営革新等支援機関だより

京都府中小企業診断協会は平成25年8月に経営革新等支援機関として近畿経済産業局に認定を受けました。経営革新等支援機関制度の概要は、中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度で、平成24年8月に「中小企業経営力強化支援法」が施行されたこととともなって創設されました。

主に税理士・公認会計士、金融機関、商工会議所・商工会、中小企業診断協会及び中小企業診断士等が認定を受け、平成26年10月3日現在で22,746機関が認定されています。

認定支援機関の主な業務は、業績を向上させ、様々な金融支援を得るための経営改善計画書の作成支援や補助金等の申請書の作成支援等で、申請時に認定支援機関の確認が必要なものとなります。

京都協会では、主に京都信用保証協会様や金融機関様、他の認定支援機



関様と連携し、事業調査や財務調査、経営改善計画の作成支援業務を行っています。

事業調査では、支援対象の会社の事業面の強みや問題点を様々な視点から分析し、収益性向上のために今後改善すべき課題を明確にします。

財務調査では、貸借対照表の精査を行い、税務基準ではなく会計基準に置き換えた実態の貸借対照表を作成し、財務面の課題等を明確にします。

経営改善計画書作成支援は、2つの調査結果を受け、会社が作成する事業計画の作成をサポートするものです。2人から3人のチームで概ね期間は3ヵ月以上かけて行います。

京都協会では、事業調査のみを請け負うパターンとすべての業務を請け負うパターンなどがあり、会計士協会などと連携することもあります。

現在までに7件の支援を行っており、そのうち、すべての業務を請け負うパターン2件、事業調査のみを請け負うパターン2件については完了し、残りの3件は支援を継続中です。引き続き、地域の中小企業のお役にたてるよう、また認定支援機関としての存在感を高められるよう業務に取り組んで参ります。（岡原 慶高）

ほっとはあと製品応援事業について

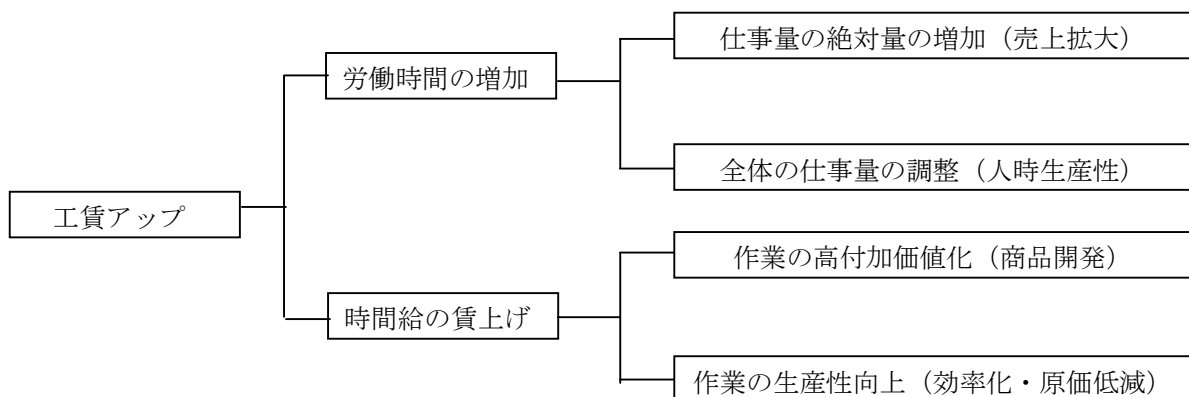
「ほっとはあと製品応援事業」として京都府の委託に基づき、“特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンター”が実施する経営コンサルタント派遣事業として京都協会が受託しています。2005年の障害者自立支援法の施行を受けて、障害者授産施設の事業診断、改善提案を通じて利用者の工賃アップを図ることが目的です。

事業としては7年にわたり、当初は20件近い事業所の診断を請けていましたが、一昨年6年目から新たな事業スキームになり、年間数件の診断件数となりました。今年度は、NPO法

人の新規事業の事業性評価などの戦略診断を委託されています。『福祉施設でつくられたものだから…』というのではなく、プロ顔負けの商品づくりを目指して、企画開発や販売促進の提案をしています。過去の診断では、ヒット商品となった菓子製品等の支援実績もあり、多面的な診断助言を受けてのフォローアップ研修などの広がりもあります。

診断を担当するのは2～3名のチーム編成で、得意分野、地域性や過去の担当実績などを勘案しながら選抜しています。より高い評価を得て事業の伸展を図ることが今後の課題です。（松野 修典）

【授産事業の工賃アップの体系】



中小企業が知っておくべき民暴・不当要求対策③ 一反社の実情一

反社会的勢力と聞いて、実際にどのような集まり、団体なのか、イメージは浮かびますか？パンチパーマで入れ墨を入れた怖い人位のイメージしか湧かないのではないのでしょうか。そこで今回は反社会的勢力の実情についてご紹介しておきます。

反社会的勢力の中心はやはり暴力団です。一般にはヤクザとか極道などと呼ばれています。彼らは、盃で交わした酒を血に見たてて擬制の親子・兄弟関係を結び、服従を誓います。親分、子分、舎弟などというのは暴力団内での続柄を表しています。暴力団員は上納金を毎月組に納めなければなりません。その上納金を得るためには手段を選ばず、犯罪をいとわない、というのが暴力団なのです。

実は暴力団構成員の数自体は減少傾向にあります。平成16年には約87,000人の暴力団員（準構成員含む）がいましたが、平成25年には約58,600人になっています。10年で約3分の2にまで減少しています。ただ、暴力団規制の強化とともに、暴力団は潜在化しているといわれており、実数はもっと多いのではないかとされています。また、六代目山口組、稲川会、住吉会の主要三団体で暴力団員の約4分の3を占めており、寡占化が進んでいるといわれています。

編集後記

台風シーズンが過ぎ、朝晩は肌寒くなってすっかり秋めいてまいりました。日中も過ごしやすくなり、京都はこれから観光シーズンの最盛期を迎えることになりますね。本年度より、診断京都は年4回発行となりましたが、今号は記念すべき「秋号」としての第一号になります。今後も、皆様にとってより有用な、より良い紙面となりますように、新たな気持で編集部一同も、微力を尽くして頑張りますので皆様、何卒ご協力の程よろしくお願い致します。

(神戸 壯太)



潜在化とともに、暴力団とは異なる反社会的集団も発生してきました。えせ右翼、えせ同和などと呼ばれる、政治団体等を装いながら実質は金目当ての不当要求を行う団体がそれです。街宣行為などで暴力団以上に執拗な不当要求行為をしてくることも稀ではありません。社会運動標榜ゴロと呼ばれており、平成25年には約6,300人が把握されています。

さらに近時、繁華街や歓楽街において、暴走族の元構成員などが集まって、集団的、常習的に暴力的不法行為などを行う例が増えていきます。準暴力団と呼ばれています。一時期話題になった関東連合と呼ばれる集団などがこれにあたります。暴力団ほどの明確な組織性がないため、警察も実態が十分に把握できていないのが実情ですが、今後取り締まりが強化されていくものと思われます。

このように、民暴・不当要求行為を行う者は、暴力団以外にも多様化しています。また、暴力団自体も、暴力団であることを見せつけるということをしなくなりました。中小企業としては、そういった実態をふまえ、日頃から反社会的勢力と関係を持たないように注意をするとともに、万が一に備えて対策を準備しておくことが必要です。

(若宮 隆幸)

京都診断協会の行事予定

- ・ 11月15日(土)：厚生事業(戦国武将ゆかりの大徳寺近辺の塔頭散策と昼食会)
- ・ 1月9日(金)：新年祝賀会・会員研修
- ・ 2月7日(土)：会員交流会(3年以内に京都に入会された方と役員との交流会)
- ・ 2月15日(日)：理論政策更新研修(3回目)
- ・ 2月(日程未定)：日本政策金融公庫さまとの情報交換会

診断京都

No. 107

2014年11月発行

一般社団法人京都府中小企業診断協会

〒600-8815 京都市下京区中堂寺南町134番地
京都リサーチパーク ASTEM棟301号室

TEL (075) 325-5731

FAX (075) 325-5675

メールアドレス info@shindan-kyoto.com

ホームページ <http://www.shindan-kyoto.com/>

印刷所 株大気堂 TEL (075) 361-2321

FAX (075) 361-5047